

三朝町宅地等土砂等撤去事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、三朝町宅地等土砂等撤去事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、自然災害により住宅等敷地に崩落し、又は堆積した土砂等について、生活に支障を来す土砂等の応急の撤去を行う費用を町が助成することにより、被災した町民等の負担を軽減し、早期に安定した生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自然災害 次に掲げるものをいう。

ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害

イ 最大24時間雨量が80ミリメートル以上又は時間雨量が20ミリメートル以上の降雨

ウ 地震又は地すべり

エ その他町長が特に認めるもの

(2) 住宅等敷地 町内に存する次に掲げる建物又はその建物と一体として利用している敷地をいう。

ア 住宅（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等（以下「特定空家等」という。）に該当するものを除く。）

イ 事業所（現に営業に使用されていると認められないもの及び特定空家等に該当するものを除く。）

(3) 土砂等 自然災害により住宅等敷地に崩落し、又は堆積した土砂、竹木等をいう。

(4) 自力復旧 国、県、集落その他の団体による復旧事業により土砂等の撤去を行うことができない者が、自ら費用を負担して業者に発注し、土砂等を撤去することをいう。

(補助対象者等)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自然災害により土砂等の崩落又は堆積が発生した住宅等敷地を所有し、又は管理する者とする。

2 本補助金の交付の対象となる事業は、自然災害による被害が発生した日以後速やかに実施する自力復旧で、自然災害が発生した日の翌日から1年を経過した日までに完了するものとする。ただし、被害が甚大である場合その他のやむを得ない理由があると町長が認める場合は、事業の完了の期限を延長することができる。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象者が工事請負業者に支払う費用のうち、住宅等敷地から土砂等を撤去し、適正に処分するための費用（土砂等の処分費及び車両、重機等の賃借料を含む。）とする。

(本補助金の額)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度として予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費の合計が5万円に満たない場合は、本補助金の交付対象としない。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自然災害が発生した日の翌日から3か月を経過した日までに、規則第5条の申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長は、被害が甚大である場合その他のやむを得ない理由があると認める場合は、当該申請の期限を延長することができる。

- (1) 見積書等土砂等撤去費が確認できる書類
- (2) 被災状況見取図（別記様式）
- (3) 土砂等の撤去前の状況が確認できる写真
- (4) その他町長が特に必要と認める書類

2 本補助金の申請は、一の自然災害の被害に係る自力復旧に対し1回限りとする。

(交付の条件)

第8条 町長は、本補助金の交付決定に当たり、次の条件を付するものとする。

- (1) 土砂等の撤去費の額に変更が生じたときは、速やかに町長にその旨を申請しなければならない。
- (2) 不正な手段により本補助金の交付決定を受けたことが判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- (3) 土砂等の撤去が完了したときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(本補助金の額の変更)

第9条 申請者は、補助対象経費に変更が生じた場合（本補助金の増額を伴う変更に限る。）は、規則第12条第3項の申請書に、変更後の土砂等の撤去費が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第17条第1項の報告書に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 土砂等の撤去費の領収書の写し及び事業費明細内訳書
- (2) 土砂等の撤去後の状況が確認できる写真

(規則との調整)

第11条 規則第27条の規定により、本補助金の交付申請及び実績報告に関しては、規則の規定にかかわらず、この要綱の定めるところによる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月6日から施行し、同年7月7日以後に発生した自然災害の被害に係る自力復旧について適用する。